

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO. 149

【共通】問1 指定可燃物に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- (2) 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- (3) わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (4) 石炭・木炭類とは、コークス、豆炭、練炭、活性炭及びこれらに類するものを含む石炭類又は木炭類をいい、粉状の石炭が水に懸濁しているもの及び石炭コークスは含まない。

【消防用設備等】問1 次に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のうち、当該設備等の設置に係る工事を行うことができる者が消防設備士免状の交付を受けているものに限られる設備として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、当該工事は電源、水源及び配管の部分に係る工事ではないものとする。

- (1) バッケージ型自動消火設備
- (2) 共同住宅用スプリンクラー設備
- (3) 加圧防排煙設備
- (4) 複合型居住施設用自動火災報知設備

【消防用設備等】問2 次の消防用設備等のうち、消防法令上、非常電源又は予備電源として自家発電設備の使用が認められているものを1つ選べ。

- (1) 自動火災報知設備
- (2) ガス漏れ火災警報設備
- (3) 非常警報設備
- (4) 火災通報装置

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）に基づく次表の命令の主体等に関する記述のうち、適当な組み合わせは次のうちどれか。

	命令条文 【命令の主体】	名あて人	命令の事前手続	標識等による公示の義務
(1)	法第5条の2第1項（防火対象物に対する使用停止命令）【消防長】	権原を有する関係者	弁明の機会の付与	無し
(2)	法第8条第3項（防火管理者選任命令）【消防署長】	防火対象物の管理について権原を有する者	弁明の機会の付与	有り

(3)	法第8条の2の2第4項（点検虚偽表示除去命令）【消防署長】	権原を有する関係者	聴聞	無し
(4)	法第17条の4第1項（消防用設備等の設置命令）【消防長】	防火対象物の関係者で権原を有する者	不要	有り

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）の罰則を適用させる手続き等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定でのみなので、原則として、違反処理基準に基づいて命令を発動し、罰則の適用を促すための告発を実施した。
- (2) 刑法上に定めのある刑罰（懲役、禁固、罰金など）を罰則とする違反については、刑事訴訟法の適用を受ける。
- (3) 法第4条第1項に基づく資料提出命令に従わない関係者に対する罰則を適用させるために告発を実施した。
- (4) 法第8条の2の3第5項の届出を怠った者に対する過料を適用させるために非訴事件手続法に基づき、裁判所に対する通知をした。

【危険物】問1 次のうち、予防規程に定めなければならない事項として規定されていないものはどれか。

- (1) 危険物の保安に関する記録に関すること。
- (2) 予防規程の見直し・変更手続きに関すること。
- (3) 補修等の方法に関すること。
- (4) 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関すること。

【危険物】問2 次のうち、原則として屋根を耐火構造としなければならないものはどれか。

- (1) 屋内貯蔵所の貯蔵倉庫（危険物の規制に関する政令第10条第1項に定める平家建独立専用形態のもの）
- (2) 製造所の危険物を取り扱う建築物
- (3) 屋内貯蔵所の貯蔵倉庫（危険物の規制に関する政令第10条第4項に定める特定屋内貯蔵所）
- (4) 屋内タンク貯蔵所のタンク専用室（平屋建の建築物に設けるもの）

予防技術検定模擬テスト

【共通】

問1 答 (4)

解説 「指定可燃物」とは、「わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令（危険物の規制に関する政令第1条の12及び同令別表第4）で定めるもの」とされており、その貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、指定数量未満の危険物と同様、市町村条例で定めることとされている（消防法第9条の4第1項参照）。

- (1) ○ 危政令別表第4、備考1参照。
- (2) ○ 同表、備考3参照。
- (3) ○ 同表、備考4参照。
- (4) × 同表、備考7参照。石炭・木炭類には、コークス、豆炭、練炭、活性炭及びこれらに類するもののほか、粉状の石炭が水に懸濁しているもの及び石炭コークスも含まれる。

【消防用設備等】

問1 答 (3)

解説 消防法施行令第36条の2第1項。消防法施行令第36条の2第1項各号及び第2項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件（平成16年消防庁告示第14号）第2第1号。

消防法施行令第29条の4に基づき「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」として定められているもののうち、「加圧防排煙設備（排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条）」だけは、同告示第2第1号に列挙されておらず、消防設備士の業務独占の対象とされていない。これは、排煙設備については消防法施行令第36条の2第1項に列挙されておらず消防設備士の業務独占の対象ではないため、それと整合が図られているためである。

問2 答 (2)

解説 通常の自家発電設備は、起動から立ち上げまでに一定の時間がかかるため、火災発生後直ちに作動することが求められる警報設備の非常電源として用いることは原則として認められていない。ガス漏れ火災警報設備については、ガスが漏れた段階ではまだ火災でなく、また、ガス漏れ感知器がその作動原理上火災感知器に比べて多くの電力を消費することはやむを得ないと考えられるため、常用電源停止後1分間以上予備電源や蓄電池設備によってカバーできる措置（詳しくは消則第24条の2の3第1項第7号イを参照すること）がとられている場合には、自家発電設備によることもできるとされている。

- (1) 消則第24条第4号イ参照。
- (2) 消則第24条の2の3第1項第7号イ参照。
- (3) 消則第25条の2第2項第5号参照。
- (4) 消則第25条第3項第1号、火災通報装置の基準（平成8年消防庁長官告示第1号）第3第12号(3)参照。

【防火査察】

問1 答 (4)

- 解説 (1) 標識等による公示の義務は有るので、不適當。なお、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明の機会が付与されないこともある。
- (2) 遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされているので、命令の事前手続きは不要なので、不適當。
- (3) 名あて人は防火対象物の関係者で権原を有する者であり、また、前記2の理由により命令の事前手続きは不要なので、不適當。
- (4) 消防法及び違反処理マニュアルにより、適當。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 消防法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定があるので、不適當。
- (2) 違反処理マニュアルにより適當。
- (3) 違反処理マニュアルにより適當。
- (4) 違反処理マニュアルにより適當。

【危険物】

問1 答 (2)

- 解説 (1) 保安に関する記録の様式、記録の保存方法等について定めておくことが必要である（規則第60条の2第1項12号参照）。
- (2) 規定されていない。なお、製造所等の保安管理等の状況の変化に応じ予防規程の変更を行うことが必要であり、その場合には法第14条の2第1項の規定に基づき市町村長等の認可を受けなければならない。
- (3) 補修工事の関係者連絡体制、保安措置、安全確認体制・確認方法等について定めておくことが必要である（規則第60条の2第1項第8号参照）。
- (4) 製造所等の火災予防のため関係書類等の整備が重要である（規則第60条の2第1項13号参照）。

問2 答 (3)

解説 製造所・一般取扱所の危険物を取り扱う建築物、屋内貯蔵所の貯蔵倉庫、屋外タンク貯蔵所のポンプ